外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松尾眞理子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

東京都江東区新砂三丁目二番九号

ＮＢＣ　Ｏｌｙｍｐｉｃｓ　ＬＬＣ

日本における代表者　松尾眞理子

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ＬＬホールディングス2株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年六月三日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二日

福岡県福岡市東区松島三丁目三〇番二三号

株式会社ルルアーク

代表取締役　長友　伸二

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和七年六月二日をもって暗号資産交換業において取り扱っている「ビットコインキャッシュ（以下「ＢＣＨ」といいます。）」、「ライトコイン（以下「ＬＴＣ」といいます。）」の取り扱いを廃止することといたしました。

令和七年五月二日時点でのお客様からのＢＣＨ、ＬＴＣにかかるお預入れ資産はございませんので、本件にかかる返還は発生いたしません。令和七年六月二日時点で当社が管理するＢＣＨ、ＬＴＣにかかるお預入れ資産につきましては、以下のとおり、返還手続きを行います。

一　お客様のＢＣＨ、ＬＴＣは、お客様が指定する送付先ウォレットアドレスに対して当社から送付する方法により返還いたします。

二　当社が定める期限までに前記一の方法によることが困難な場合には、当社が適当と判断する時期および方法により返還いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三の二十第三項の規定により公告いたします。

令和七年五月二日

大阪市西区江戸堀二―一―一江戸堀センタービル

株式会社ガイア

代表取締役　小倉　基宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億千六百九十八万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/tokyo_residential2_tmk202412

令和七年五月二日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル2特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/giraffe_investment_tmk202412

令和七年五月二日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ジラフインベストメント特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和七年一月八日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載（令和七年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年五月二日

富山県富山市鍋田一八番六号

富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　澤井　宇如

訂正公告

令和七年四月十六日掲載の組織変更公告中、住所「秋田県北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前一〇二番地」とあるは、「秋田県北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前一〇二番地一」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二日

秋田県北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前一〇二番地一

農事組合法人すずき農産

理事　鈴木　豊

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一二			令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布厚生労働省令第三十二号（医療法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）	令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布厚生労働省令第三十二号（医療法施行規則等の一部を改正する省令）（印刷誤り）
一一二	一	一二	第一条改正後欄五	改正後欄表中欄一～一六
一一三	一	七	五	表中下欄終りから六
一一四			〃	〃

誤	正
要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から控除した割合を乗じて得た額）を控除した額	要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から控除した割合を乗じて得た額）を控除した額
第一号ホに掲げる割合	第一号ホに掲げる割合